



てをつなぐ

題字：育成センターコスモス 中村太郎さん

編集・発行 社会福祉法人 鹿児島市手をつなぐ育成会

〒 891-0102 鹿児島市星ヶ峯 2-1-1 鹿児島市知的障害者福祉センター 2F (ふれあい館)
Tel 099-264-8725 Fax 099-296-8180 ホームページアドレス <http://tewotsunagu.org/>

希望の園／育成センターコスモス／第二コスモス／とまと／ふもと／

相談支援事業所 希望の園／相談支援事業所 育成センターコスモス／相談支援事業所 第二コスモス／

さくらんぼホーム／すみれホーム／さくらホーム／きぼう学舎／わくわくコスモス／キッズステーション星ヶ峯



平成30年 鹿児島市育成会 総会の様子 (ふれあい館)

理 念



理事長 宮 脇 隆 一

育成会は、障害のある方々が地域で豊かに生活ができるように、その権利擁護に努め、いきいきと暮らせる共生社会のもとで福祉サービスの充実と地域の活性化を実現することを目指して、次の理念を掲げています。

- 権利擁護 ○ 共生社会の実現
- 地域貢献 ○ 生涯支援

これらの理念を実現するため、公益事業として、各関係団体と綿密な連携を図りながら、地域社会と深く関わり、障害特性や福祉施策の充実へのご理解とご協力を頂くために様々な活動をしています。

しかし、地域には障害があり、生活するうえで困っていることを誰にも相談できない方も多くおられます。

福祉の充実は「自助」「共助」「公助」により成り立っています。育成会は「共助」から「公助」への連携を実現することを使命としておりと思えます。

困っている方、将来に不安を抱く方の誰もが、気軽に相談できる場所でありたいと願い、育成会の理念をご紹介します。

平成三〇年 育成会総会

利用者表彰

表彰を受けて



菅野 立枝

育成会総会で息子が表彰を受けました。何かに貢献した者に与えられると思っていました。考えてみれば雨の日も風の日も通所しました。これもまた貢献したと言えるかなと思いが難くいただきました。最近はおスの座を狙っているかの様に私にあれこれ命令します。主人はどうに明け渡しています。私が、私は強気で頑張っています。それでも親子三人笑いあり涙ありの毎日です。息子達の行く末も心配ですが、それでも願いは一つ、笑顔のある人生であって欲しいと願っています。

いろいろな人に感謝

ささり工房うえいぶ 末吉 恵理子



私は、16年間うえいぶで仕事をしました。今では、34さいです。自分でもびっくりです。私は、仕事を頑張ってきました。でも頑張れない時もありました。そんな時は、スタッフが私の気持ちをゆっくり聞いてくれました。一日、二日休みをもらい好きな事をさせてもらいました。健康体操や玉里田地福祉館のサロンに行きました。だけど外に出て色々な体験をして、みんなの中に入る事や話す事など、自分ができない事が沢山ありました。むしろ楽しい事もあり、山ありました。さすがに事もあり、注意されて、自分が出来なかつた事に気づき、自分を変える事が出来ました。今は、うえいぶでマナーなどを教えてもらっています。

今回、育成会から表彰状をもらえてとっても嬉しいでした。ありがとうございました。体験をさせてもらい、いろいろな人に感謝しています。



吉元 正弥 様 (当日欠席)



菅野 翼 様



山田 真彦 様



末吉 恵理子 様



南波 真澄 様



保護者表彰



渡邊 陽子 様



中間 和代 様

表彰を受けて

渡邊 陽子

子供が附属養護学校へ入学してから
附属小学校へ二日、中郡小学校へ一日
ハンカチ販売に行き、なかよし運動会
も吉野・谷山と行ったことのない学校
で親子で楽しかったのを覚えています。

子供は高等部卒業後三和食品で十九
年間働き、平成十一年八月からはとま
と・のぞみ学園で頑張っています。

休みの日は親子で買い物や温泉に行
くのが大好きです。一ヶ月に一回のあ
ゆみ会もボウリング・カラオケ・一日
遠足では動物園・水族館、七月はいつ
も一泊旅行でお友達や先生と過ごせる
のを楽しみにしています。

これからも親子で仲良く頑張ってい
きたいと思えますのでよろしくお願
いいたします。

特別功労感謝状をいただいて

庭月野 恵美子

ご縁がありまして希望の園で利用者
さんに合唱の指導をさせていただきま
した。「今日は新曲だけど気に入って
もらえるかな」と、内心ドキドキする日も
ありました。しかし、私の思いとは裏
腹に「知ってるよ、聴いたことがあるよ」
と、笑顔で答えてくださり嬉しそうに
音取りをしたのを覚えております。

職員の方には、利用者さんのサポー
トはもちろんのこと楽器の準備や後片
付けをしてもらい、私一人ではできな
いことを助けていただきました。

今回、音楽を通じて出会った皆様に
心より御礼申し上げます。この度は、
どうもありがとうございました。



開会式の様子



スローガンの発表の様子

被表彰者

本人

育成センターコスモス

菅野 翼 様

育成センターコスモス

吉元 正弥 様

第二コスモス

南波 真澄 様

とまと

山田 真彦 様

さをり工房うえぐふ

末吉 恵理子 様

保護者

とまと

中間 和代 様

とまと

渡邊 陽子 様

特別功労者

希望の園
庭月野 恵美子 様



研修報告

育成会職員全体研修会

第二コスモス 横山 真悟

六月十日、ふれあい館にて、鹿児島県子ども総合療育センターの田邊貴仁先生をお招きし、法人職員全体研修会を実施しました。講演の演題「テーマについては、全職員を対象にアンケートを実施して「利用者様との関わり方について」となりました。

法人の各事業所では、様々な年齢や障害特性のある利用者様に在籍していただいています。その利用者様にどのように寄り添い、支援すれば良いのか、職員が求めている支援の在り方について、田邊先生には、これまでの経験をもとに、具体的に指導していただきました。

利用者様のこれまでの歩みやその特性があるがままに受け入れ、自己選択・自己決定でできるような場面を設定して、利用者様たちが自分の思いを実現するために生きていくことを支援する。そのような「寄り添う支援」の必要性や重要性については、

共感しつつも、その一方で、それを実践することの難しさを改めて感じさせられました。講話の中にあった「走ったらダ



メです」というような制限・禁止の支援ではなく、「ゆつくりと歩きましょうね」というような支援ができるように自己研鑽しなければと反省させられることでした。

ところで、法人の職員の年齢層は幅広く、また、福祉現場を経験したことのない職員など、その実態は様々です。法人研修部では、昨年度、「人材育成の基本方針」を策定し、法人としての研修体系の確立に向けた準備を進めています。年齢や経験などに応じた研修を通して、それぞれの職員が、そのキャリアを生かして、利用者様の支援にあたれるようになり、研修内容や方法を検討し、さらに充実してまいります。そして、育成会の目的や基本理念の具現化に繋がる研修体系を確立できるように努めていきたいと考えています。

新任職員研修を終えて

きぼう学舎 丸山 雄大

指導員として働き始めて二ヶ月、利用者様の支援について、自分なりに試行錯誤を重ねていた頃、このような研修に参加させていただきました。新任職員研修会を通して、様々な刺激を受けることができました。

育成会の先輩方から、利用者支援のあり方や心構え、育成会の組織や法的制度等についての講話がありました。実際に支援を行う中、十人十色で様々



な支援のやり方があると思います。利用者様に合った支援を模索し、先輩方の意見を参考に、質の高い支援が行えるようにしたいと考えています。

グループ別研修は、互いの悩みや疑問点、支援方法、働く上での工夫などの討議を行いました。互いの意見や悩みを討論することにより、多様な考え方を知り刺激になりました。今後も各種研修会等に積極的に参加し、多くのことを学び、支援に活かしたいと思っています。

短期交流研修を終えて

育成センターコスモス 有村 裕也

短期交流研修で、わくわくコスモスで三日間の研修をしました。

私は成人の事業所に所属していて、児童の支援は初めての経験でした。最初の印象では、児童の皆さんは元気に動くので、体力勝負だと思いました。児童の支援では、毎日の表情が違うので、声かけや観察を十分に行い、児



童が頑張っていることや、できたことに承認や賞賛の言葉を掛けて、笑顔で支援することが求められていることに気づかされました。三日間の短期交流研修での経験を活かして、良い支援ができるように頑張りたいと思います。

新任紹介

とまと

中尾 宣史



わくわくコスモス

松元 咲希



育成センターコスモス

五反 理央奈



國生 功太



きぼう学舎

丸山 雄大



平成三十年度
運動方針及び事業計画

I〔法人〕

1 法人の目的

鹿児島市に暮らす知的・発達障害児(者)をはじめ全ての障害がある方々が、人として豊かに生活できるようにその権利擁護に努めるとともに、生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指して福祉サービスの充実と活性化を図る。

2 法人の理念

○権利擁護

全ての障害のある方々が、人として豊かに生活できるようにその権利擁護に努めます。

○共生社会の実現

適正な療育・教育の機会均等、就労・所得保障等障害のあるなしにかかわらず生き生きと暮らせる社会の実現に努めます。

○地域貢献

日々の活動を積極的に地域で行うことで、障害のある方々への理解・啓発を通して地域の活性化を図ります。

○生涯支援

乳幼児期から高齢期までの障害のある方々及び家族のための相談、福祉サービス等の充実に努めます。

3 法人組織

法人の組織は、親の会を母体とする家族連合会「運動体」と障害福祉サービス等を行う施設などの「事業体」で構成されており、いわば両者を車の両輪と

し、育成会法人本部事務局が相互の連絡・調整役を担いながら、法人の運営にあたる。

4 運営方針

全ての障害のある方々の権利擁護と適正な療育・教育の機会均等・就労・所得保障、市民への理解啓発等に努め、共生社会の実現を目指し、本人や家族の生涯に寄り添う福祉サービス等を実践させることを基本に運営を行う。

5 法人本部の機能

- (1) 法人組織の適正な管理・運営
- (2) 理事会・評議員会の適正な運営
- (3) 人事・財務等の適正な管理・運営

6 事業計画

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会・評議員会の開催
- (3) 経営に関する会議の開催
- (4) 第三者委員会の開催

II〔事業体〕 ～施設等～

1 運営の目的

利用者が障害福祉サービス施設等の利用にあたり、安心・安定した生活を送り、また、家族や地域社会から高い信頼が得られるようにする。

2 運営の基本方針

障害者総合支援法や障害者の虐待防止、差別解消、雇用促進等、関係法令を遵守し、利用者の人権や主体性を尊重する。

(1) 将来構想大綱が平成29年で終了することから、この間の総括を行

うとともに、新たな中・長期計画を検討、立案する。

(2) 法人本部と調整を図りながら、施設長会や職員代表等による会議等を定期的に開催し、中・長期的な課題の明確化と解決策を協議し、運営への具体的な反映に努める。

(3) 障害者総合支援法施行後3年毎の改正が想定されることから、国、県等の動向を見極めながら迅速な対応をする。

(4) 障害福祉サービスの支援施設として、利用者に安全安心な生活の場を提供し、保護者等から信頼される施設運営に努める。

(5) 障害福祉サービス事業、相談支援事業、放課後等デイサービス事業、障害者支援等の円滑な事業運営に努める。

(6) 共同生活援助事業(グループホーム)の円滑な運営・整備に努める。

(7) 関係機関・団体との連携を深め、知的・発達障害児(者)の福祉向上に努める。

(8) 施設の健全な運営を図るため、組織体系を整備し、施設の運営改善・充実に努める。

(9) 地域包括支援センター(仮称)の平成31年開設に向けて開設準備室を設置する。

(10) 介護サービス包括型グループホームの整備を中心とした施設整備に関する基本構想を具現化する。

ア 市育成会所有地(鹿児島市東谷山5丁目)の活用

イ グランドデザインの策定等

(5) 法制度の見直し等、情勢の動向を見極めながら、施設やグループホーム等の的確な運営に努める。

4 事業計画

運動体と緊密な連携を図りながら、各施設の特性を生かした利用者主体の事業推進を図る。

III〔家族連合会(運動体)〕

法人の理念の実現に家族連合会(運動体)と事業体が連携して取り組むものとする。家族連合会については、以下のとおりとする。

1 運動の目的

全ての障害のある方々とその家族からなるとしての家族連合会(運動体)は、中・長期的な課題に取り組むために、定期的に幹事会を開催し、権利擁護団体としての活動の充実と組織の充実を図ると共に、会員の共通理解と広く市民への理解・協力を得るための啓発活動に努める。

2 家族連合会(運動体)の基本方針

(1) 権利擁護団体としての機能を發揮するために、啓発・広報、自主財源確保活動、研修事業、更生事業、鹿児島市補助事業等の充実に努める。

(2) 障害者総合支援法の3年毎改正等、国、県、市の動向を見極めながら、家族連合会(運動体)に求められる新たな役割を事業体と共に追求する。

3 運動の努力目標

(1)活動

- ア 家族連合会の魅力ある活動を促進するための組織の在り方等の検討
- イ 会員の新規加入促進方策の検討と実践
- ウ 障害のある方々に対する市民への理解・啓発と運動体の自主財源確保を図る活動として「愛のひとしづく運動や各種バザー」の積極的な推進
- エ 鹿児島県立桜丘養護学校の移転整備と桜丘・皆与志養護学校の高等部設置の要請活動
- オ 鹿児島市特別支援教育研究会との連携
- カ 相談支援事業の充実
- キ 障害のある方々のグループ活動の充実・支援
- ク 障害者の雇用促進のための関係機関との連携強化
- ケ 包括型グループホーム等建設の促進
- コ 障害のある方々の総合保障制度の活用と障害基礎年金の引き上げ
- ク (2)事業体との連携
 - ア 家族連合会(運動体)と事業体の事業推進の連携
 - イ 法人職員の支援・協力

4 事業計画

(1)市育成会の活動強化

- ア 月例会の開催(偶数月第一金曜日)
- イ 学齢期保護者研修会の開催
- ウ 幹事会の開催(奇数月第一金曜日)

(2)相談支援事業の運営(更生相談)

ア 障害者相談支援事業の啓発と実践活動

- (3)各専門部の活動
 - ア 広報部
 - (ア)情報誌の発行(運動体・事業体活動の様子など)会報、育成会たより「てをつなぐ」、育成会のおしおり
 - (イ)育成会の組織・家族連合会(運動体)の活動内容等、ホームページの内容充実
 - (ウ)街頭広報活動(福祉強調月間9月)
 - (エ)育成会活動の啓発、展示「ふれあい館・ゆうあい館」
 - (オ)市内小学校特別支援学級・新入学児童、鹿児島大学教育学部附属特別支援学校・鹿児島県立鹿児島養護・武岡台養護・桜丘養護学校新入学児童への記念品の贈呈
 - イ 研修部
 - (ア)研修会等
 - a 家族研修会、学齢期保護者研修会の開催
 - b 知的障害者支援施設・特別支援学校等の見学・研修会の開催
 - c 育成会活性化セミナー等への参加
 - (イ)相談員研修
 - a 鹿児島市知的障害者相談員研修会への参加
 - (ウ)関係研修会等
 - a 第5回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会京都大会
 - b 第58回九州地区手をつなぐ育成会北九州市大会

ウ 事業部

(ア)学齢期への支援

- a 児童・生徒の特別支援教育への支援
- b 鹿児島市特別支援教育研究会への支援
 - (イ)青・壮年期への支援
 - a 成人式の開催
 - b 青年学級(あゆみ会)の活動支援
 - c 障害者ふれあいスポーツ大会への参加
 - d 在宅障害者の社会参加促進等の支援
 - e 雇用促進のための関係機関との連携
 - (ウ)愛のひとしづく運動、各種バザー、模擬店の推進
- エ 乳幼児・学齢期及び重度障害児等への支援
 - a 鴨池すすく学級の活動支援
 - b 在宅障害者への相談支援
- オ 鹿児島県・鹿児島市・関係団体補助・委託事業
 - (ア)鹿児島県手をつなぐ育成会補助事業
 - a 育成会活動費助成
 - (イ)鹿児島市補助事業
 - a 鹿児島市手をつなぐ育成会補助事業
 - (a)市民・家族・学齢期保護者研修会の開催
 - (b)施設見学研修の開催
 - (c)来所・電話・FAXによる更生相談
 - (d)第52回 仲よし運動会の開催
 - b 社会参加促進事業
 - (a)レクリエーション教室(年10回)

軽スポーツ・生け花教室・鴨池すすく学級・あゆみ会活動

(b)ボランティア活動支援事業(年10回)

- 利用者による地域の公園清掃作業等ボランティア活動
- (c)知的障害者スポーツ大会開催事業
 - ①鹿児島市地区ふれあいスポーツ大会の開催(市内各障害福祉サービスマス事業所、あゆみ会、在宅者等)
 - ②鹿児島市地区障害者スポーツ記録会の開催
 - (d)知的障害児(者)ふれあい事業
 - 1日レクリエーションの実施
 - (ウ)鹿児島市社会福祉協議会(赤い羽根共同募金補助)
 - (エ)鹿児島市社会事業協会 委託事業(ふれあい館清掃作業委託)
 - カ 育成会青年部(あゆみ会)自主事業
 - レクリエーション・1泊旅行等の実施
 - キ 鹿児島市障害者関係団体との共催事業
 - a 第7回 わくわく福祉交流フェアへの参加
 - b 第5回 ゆうあい館交流フェスタへの参加

社会福祉法人
鹿児島市手をつなぐ育成会
平成二十九年度 事業報告

活動状況について

平成二十九年四月から改正社会福祉法が本格施行され、非営利法人としての透明性と強固なガバナンスにより自立的な法人経営を基盤として、公益性を示し、その一員として地域共生社会の実現をめざす法人像が求められています。

そのような中、重点課題であった、障害者の新しい地域共生拠点の「地域共生センター石谷の郷」の建設計画の策定に取り組みました。(補助金申請中)

また、法人経営の安定に不可欠な人材の確保や資質の向上、職員待遇改善を図るため、就業規則等の見直しや新規定の制定を行いました。

一方、利用者本人や家族の要望に对应るとともに法人の増収を図るため各事業所において実施した土曜日と祝日のサービス提供は、利用増につながりました。

育成会の基本理念に基づく「公益事業」においては、法人の事業所家族会の会員を基盤として「鹿児島市手をつなぐ家族連合会」が発足し、新たな活動の検討と本法人の公益事業の推進に表裏一体となって取り組む体制をつくることになりました。

事業収支と財産の状況（社会福祉事業）

(1) 収支の推移

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
サービス活動収益	583,814,053	616,189,241	664,582,889
サービス活動費用	564,269,383	573,092,308	607,267,625
サービス活動外収益	8,840,488	9,502,058	9,269,254
サービス活動外費用	1,323,843	1,341,633	1,400,492
経常増減差額	27,061,315	51,257,358	65,184,026
特別収益	1,260,000	0	0
特別費用	860,000	2,313,678	0
特別増減差額	400,000	-2,313,678	0
当期活動増減差額	27,461,315	48,943,680	65,184,026

(2) 資産・負債の推移

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
流動資産	288,411,177	341,325,397	310,184,705
固定資産	639,233,752	659,208,170	783,352,401
資産合計	927,644,929	1,000,533,567	1,093,537,106
流動負債	48,021,297	48,984,021	63,172,924
固定負債	156,374,455	185,363,647	204,768,178
負債合計	204,395,752	234,347,668	267,941,102
純資産	723,249,177	766,185,899	825,596,004

平成 29 年度 決算報告書

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

平成 29 年度の決算が去る 6 月 27 日 (水) の評議員会において承認されたのでご報告致します。

(単位：円)

貸借対照表

資産の部

科目	合計	本部	希望の園	育成センターコスモス	育成会地域包括 (仮称)	第二コスモス	とまと	ふもと	公益事業
流動資産	310,184,705	4,656,590	42,930,730	93,258,068	3,165,971	108,686,326	29,797,168	24,062,540	3,627,312
基本財産	529,941,823	2,000,000	15,000,000	99,567,778	0	378,540,091	34,833,954	0	0
その他の固定資産	253,410,578	731,500	33,605,779	78,572,503	1,834,040	120,771,423	6,497,265	11,006,802	391,266
資産の部合計	1,093,537,106	7,388,090	91,536,509	271,398,349	5,000,011	607,997,840	71,128,387	35,069,342	4,018,578

負債の部

流動負債	63,172,924	1,513,762	9,093,149	13,535,892	0	22,135,540	10,471,887	4,686,985	1,735,709
固定負債	204,768,178	25,298,124	6,949,825	11,212,448	0	122,118,295	38,286,832	902,654	0
負債の部合計	267,941,102	26,811,886	16,042,974	24,748,340	0	144,253,835	48,758,719	5,589,639	1,735,709
基本金	201,805,425	2,000,000	0	75,439,421	0	124,366,004	0	0	0
国庫補助金等特別積立金	111,549,032	0	0	33,773,945	0	76,602,587	0	1,172,500	0
その他の積立金	180,514,820	0	26,779,820	61,735,000	0	92,000,000	0	0	0
次期繰越活動増減差額	331,726,727	△ 21,423,796	48,713,715	75,701,643	5,000,011	170,775,414	22,369,668	28,307,203	2,282,869
純資産の部合計	825,596,004	△ 19,423,796	75,493,535	246,650,009	5,000,011	463,744,005	22,369,668	29,479,703	2,282,869
負債及び純資産の部合計	1,093,537,106	7,388,090	91,536,509	271,398,349	5,000,011	607,997,840	71,128,387	35,069,342	4,018,578

資金収支計算書

事業活動収入	673,852,143	1,539,056	102,378,853	196,224,986	11	212,512,529	96,857,866	50,920,616	13,418,226
事業活動支出	587,027,041	16,411,965	88,066,504	160,875,000	0	167,437,321	84,248,094	48,574,898	21,413,259
事業活動資金収支差額	86,825,102	△ 14,872,909	14,312,349	35,349,986	11	45,075,208	12,609,772	2,345,718	△ 7,995,033
施設整備等収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備等支出	16,623,662	0	140,000	2,311,200	1,834,040	10,430,422	1,800,000	0	108,000
施設整備等資金収支差額	△ 16,623,662	0	△ 140,000	△ 2,311,200	△ 1,834,040	△ 10,430,422	△ 1,800,000	0	△ 108,000
その他の活動収入	31,150,140	25,000,000	71,305	4,778,224	0	1,179,798	29,855	90,958	0
その他の活動支出	147,185,244	175,500	885,658	52,582,869	0	91,847,975	1,093,867	547,183	52,192
その他の活動資金収支差額	△ 116,035,104	24,824,500	△ 814,353	△ 47,804,645	0	△ 90,668,177	△ 1,064,012	△ 456,225	△ 52,192
当期資金収支差額合計	△ 45,833,664	9,951,591	13,357,996	△ 14,765,859	△ 1,834,029	△ 56,023,391	9,745,760	1,889,493	△ 8,155,225
前期末支払資金残高	323,261,082	1,163,237	33,207,586	100,675,343	0	152,686,102	15,100,415	18,915,248	1,513,151
当期末支払資金残高	277,427,418	11,114,828	46,565,582	85,909,484	△ 1,834,029	96,662,711	24,846,175	20,804,741	△ 6,642,074

事業活動収支計算書

サービス活動収益	664,582,889	1,085,000	101,184,462	193,800,170	0	208,966,446	95,909,739	50,403,874	13,233,198
サービス活動費用	607,267,625	16,605,061	89,839,654	167,435,518	0	173,899,386	87,432,128	50,596,749	21,459,129
サービス活動増減差額	57,315,264	△ 15,520,061	11,344,808	26,364,652	0	35,067,060	8,477,611	△ 192,875	△ 8,225,931
サービス活動外収益	9,269,254	454,056	1,194,391	2,424,816	11	3,546,083	948,127	516,742	185,028
サービス活動外費用	1,400,492	57,328	32,346	0	0	1,127,511	183,307	0	0
サービス活動外増減差額	7,868,762	396,728	1,162,045	2,424,816	11	2,418,572	764,820	516,742	185,028
経常増減差額	65,184,026	△ 15,123,333	12,506,853	28,789,468	11	37,485,632	9,242,431	323,867	△ 8,040,903
特別収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別増減差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期活動増減差額	65,184,026	△ 15,123,333	12,506,853	28,789,468	11	37,485,632	9,242,431	323,867	△ 8,040,903
前期繰越活動増減差額	402,392,701	716,537	45,837,826	93,384,675	0	219,277,327	13,610,228	27,983,336	1,582,772
当期末繰越活動増減差額	467,576,727	△ 14,406,796	58,344,679	122,174,143	11	256,762,959	22,852,659	28,307,203	△ 6,458,131
その他の積立金取崩額	4,150,000	0	0	4,150,000	0	0	0	0	0
その他の積立金積立額	140,000,000	0	0	50,000,000	0	90,000,000	0	0	0
次期繰越活動増減差額	331,726,727	△ 14,406,796	58,344,679	76,324,143	11	166,762,959	22,852,659	28,307,203	△ 6,458,131

社会福祉法人 鹿児島市手をつなぐ育成会 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること、また、児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業
- (イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第2種社会福祉事業
- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 特定相談支援事業の経営
- (ハ) 障害児相談支援事業の経営
- (ニ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人鹿児島市手をつなぐ育成会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図る

とともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を鹿児島県鹿児島市清和一丁目二番一号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員七名を置く。(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が三十五万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三ヶ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決

議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人名が議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 六名
- (2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうちから必要に応じて業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員

に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の最終の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定し

た額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第23条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を経て、評議員会の承認を受け、理事長が委嘱することとする。

3 顧問は理事長の諮問に応じ理事会に出席して、助言又は意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定

及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該会議に出席した理事長及び監事は議事録に記名押印するものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 利付国債 二〇〇万円

(2) 鹿児島県鹿児島市

犬迫町一―二三四番所在の鉄筋

コンクリート造陸屋根二階建

育成センターコスモス園舎1棟

(846.07㎡)

(3) 鹿児島県鹿児島市

犬迫町一―二三四番所在の鉄筋

コンクリート造陸屋根二階建

第二コスモスの園舎

(979.57㎡)

(4) 鹿児島県鹿児島市

犬迫町一―二三四番所在の育成

センターコスモスの敷地

(8480.45㎡)

(5) 鹿児島県鹿児島市

東谷山五丁目八番二十一の土地

(131.28㎡)

(6) 鹿児島県鹿児島市

石谷町一―二四七番一の土地

(599.36㎡)

(7) 鹿児島県鹿児島市

石谷町一―二四七番一

児童福祉施設 木造スレート葺

2階建(151.16㎡)

付属建物符号一 児童福祉施設

軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき

平屋建(20.24㎡)

(8) 鹿児島県鹿児島市

犬迫町一―二三四番地所在の鉄骨造陸屋根・2階建
第二コスモス多目的棟

(266.00㎡)

(9) 鹿児島県鹿児島市

犬迫町一―二三四番地四

作業所 木造セメントかわらぶ

き平家建(45.03㎡)

焼窯場 軽量鉄骨造スレートぶ

き平家建(11.70㎡)

(10) 鹿児島県鹿児島市犬迫町

一―二二三番の土地(33㎡)

(11) 鹿児島県鹿児島市石谷町

一―二二番一の土地(1700㎡)

鹿児島県鹿児島市石谷町

一―二二番二の土地(739㎡)

鹿児島県鹿児島市石谷町

一―二二番十三の土地(131㎡)

鹿児島県鹿児島市石谷町

一―二二番十四の土地(13㎡)

鹿児島県鹿児島市石谷町

一―二三番二の土地(1076㎡)

鹿児島県鹿児島市犬迫町

一―二二番一の土地(11㎡)

(12) 鹿児島県鹿児島市石谷町

一―二二番四の土地(20㎡)

鹿児島県鹿児島市石谷町

一―二二番十六の土地(81㎡)

鹿児島県鹿児島市石谷町

一―二二番十七の土地(9.05㎡)

鹿児島県鹿児島市犬迫町

一―二二番五の土地(1.33㎡)

鹿児島県鹿児島市犬迫町

一―二二番十一の土地(53㎡)

一―二二番十二の土地(9.17㎡)

鹿児島県鹿児島市犬迫町

一―二二番十三の土地(118㎡)

鹿児島県鹿児島市犬迫町

一―二二番十四の土地(12㎡)

鹿児島県鹿児島市星ヶ峯二丁目

三―二四番地八一の土地

(202.13㎡)

(14) 鹿児島県鹿児島市星ヶ峯二丁目

三―二四番地八一 養護所

木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

(158.17㎡)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、鹿児島市長の承認を得なければならぬ。ただし、次の各号に掲げる場合には、鹿児島市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対し基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協

調融資(独立行政法人福祉医療機

構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受

けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）事業の概要等を記載した書類

（5）事業の概要等を記載した書類

（6）事業の概要等を記載した書類

（7）事業の概要等を記載した書類

（8）事業の概要等を記載した書類

（9）事業の概要等を記載した書類

（10）事業の概要等を記載した書類

（11）事業の概要等を記載した書類

（12）事業の概要等を記載した書類

（13）事業の概要等を記載した書類

（14）事業の概要等を記載した書類

（15）事業の概要等を記載した書類

（16）事業の概要等を記載した書類

（17）事業の概要等を記載した書類

（18）事業の概要等を記載した書類

（19）事業の概要等を記載した書類

（20）事業の概要等を記載した書類

（21）事業の概要等を記載した書類

（22）事業の概要等を記載した書類

（23）事業の概要等を記載した書類

（24）事業の概要等を記載した書類

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨時の措置）

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならぬ。

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）子育て支援事業

（2）就労・自立支援事業

（3）スポーツ活動事業

（4）その他公益を目的とする事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島市長に届け出なければならない。

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人鹿児島市手をつなぐ育成会の揭示場に掲示するとともに、機関誌「会報」、官報、新聞又は電子公告に記載して行う。

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第53条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第54条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第55条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第56条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第57条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第58条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第59条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第60条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第61条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

（残余財産の帰属）

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、鹿児島市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鹿児島市長に届け出なければならない。

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人鹿児島市手をつなぐ育成会の揭示場に掲示するとともに、機関誌「会報」、官報、新聞又は電子公告に記載して行う。

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第53条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第54条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第55条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第56条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第57条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第58条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第59条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第60条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第61条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第62条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第63条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第64条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第65条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第66条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第67条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第68条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第69条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第70条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

フレッシューズ

育成会の事業所を新たに一年間利用された方々のコメントを頂いていますので、ご紹介します。

ふもとに通って一年

ふもと
西須 咲紀

わたしは、そつぎょうご、ふもとにかよっています。ふもとに行くと、みんなが、えがおでこえをかけてくれます。はし入れやはこの中じきもします。いただいたお金を大切につかいます。これからも、みんなと仲よく、げんきにかよいたいです。



毎日が楽しいです！

希望の園 保護者
税所 貴子

「希望の園大好き」と娘はとて面白い笑顔でよく話してくれます。希望の園での二年目を迎え、皆様にご迷惑をおかけする事もたくさんありますが、毎日嬉しそうに一人を出掛ける後ろ姿は親にも元気をくれます。少し箱折りを頑張っては、指に増えるカットパンも微笑ましく思います。これからも元気で皆様と仲よく通える事を願っています。



この一年を通して

育成センターコスモス 保護者
磯部 美和子

学校からの実習が楽しかったのが、合っていたのが、コスモスへ行きたいと本人の意志で利用をする事に決めました。体調が悪く、お休みをすることが多いですが、「行きたくない。」と言わないので、安心しています。



とまと大好き！！

とまと 保護者
小林 ゆかり

とまとの送迎車を見ると、大きな声を出し喜び勇んで乗っていきます。日曜日もとまとに行く！と、リュックを抱えて起きてきます。去年は、利用日を増やした程でした。こうした姿を見られることが、親として何より嬉しく頼もしい限りです。これからも、笑顔いっぱい楽しい日々が過ごせますように。



わくわくコスモス

〒899-2701 鹿児島市石谷町 1247 番 1
Tel 099-278-1148
waku2-cos@tiara.ocn.ne.jp



生活学習「見る」集中して！

〈放課後等デイサービス〉

遊びや活動を通して…

- ① 自己肯定感を育む
- ② 表現する喜びの体験
- ③ 社会経験の幅を広げる

元気いっぱいの毎日です！



活動を振り返って新聞作り



満開の桜の下でお弁当♪

ダンス・ダンス・ダンス！



手洗いの練習。上手でしょ？



ねんどでお弁当作ったよ！

〈児童発達支援事業〉

遊びや活動を通して…

- ① 基本的な生活スキルの獲得
- ② 姿勢と運動・動作の向上
- ③ 認知の発達と行動の習得
- ④ コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ⑤ 仲間づくりと集団への参加等を個別に支援しています。



おいもさんゴロゴロ♪



スカーフあそびふわふわ～☆



泡の感覚あそび
気持ちいいな～！



大好きなクッキング！

希望の園

〒891-0109 鹿児島市清和1丁目2番2号
Tel 099-267-0041 kibou2@po5.synapse.ne.jp



桜の下で誕生会



野菜の袋詰めってすごく楽しい♪



白熱のグラウンドゴルフ大会

『希望の園』はその名の通り、明るく活気あふれる雰囲気自慢です。
 「希望の園（生活介護）」では、箸入れなどの作業を始め、創作や運動、レクリエーション活動、買い物やDVDレンタルなど、地域に出る活動も幅広く行っています。
 「第二希望の園（就労継続支援B型）」では、箱折り、おしぼり入れ、野菜の袋詰めなど、利用者さんそれぞれの特性にあった作業に取り組んでいます。
 合同で行う自治会や園外活動などは和気あいあいとした楽しい雰囲気です。クラブ活動（合唱・踊り）の成果は施設文化祭や地域交流会で披露しています。
 これからも地域の皆さんと交流しながら、毎日楽しく頑張ります！



手作りハンバーガー最高！



美味しい里芋ができますように



施設文化祭でキーボードも！



民生委員さんと地域をきれいに



歌って踊ってストレス発散！！



砂の祭典 目にまぶしいよー



かんたん 歓談の様子



ゆうあい館 交流フェスタ ステージ発表



地域生活支援拠点 ゆうかり見学

ゆうあい館交流フェスタに参加して

とまと 大瀧 真由美

三月十一日(日)に行われた第四回目の交流フェスタは、障害者と健常者が一堂に会して、交流と親睦を深めるとともに、障害者に対する理解と認識を高め、共生社会の実現に向けた催しとして、今年も沢山の方々のご協力の下、楽しく盛大に行われました。

今回も育成会は手話を交えた歌の発表や模擬店での販売等を通して参加し、良い交流ができました。参加された利用者様・家族の方々の多くの笑顔を見て、これから沢山の方々に参加していただいで、さらなる交流が深められたらと思います。

第二回学齢期保護者研修会に参加して

武岡台小学校特別支援学級保護者 原ノ園 つぐみ

六月七日に行われた学齢期保護者研修会に参加しました。午前に見学した地域生活支援拠点ゆうかりは、施設内外の設備が生活しやすいように整備されていて雰囲気がとても良く、このような地域型施設の増加が障害者に対する見方の変化にもつながるのではないかと感じました。

午後は、ふれあい館で子供の年齢ごとに分かれての茶話会「和やかカフェ」がありました。美味しいコーヒーを飲みながら子供たちの話に花が咲き、あっという間の二時間でした。

保護者同士の横のつながりが希薄になっている中で、有意義な交流をもつことができ、充実した時間に満足しながら笑顔で帰路につきました。

編集後記

今年度、広報部の係は大幅に入れ替わりがありました。皆さん、初めての方が多く、手探りながらの広報誌作りでしたが、無事に完成することができました。育成会たより第十七号の発刊にあたり玉稿をお寄せいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

地域の拠点となる総合的な障害児・者施設がオープンします！

グループホーム
短期入所
生活介護
児童発達支援
放課後等デイサービス
特定相談支援

地域共生センター石谷の郷
2019年春オープン